

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人同心会（以下、「法人」という。）賃金規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算制度（以下、「ベースアップ加算制度」という。）に基づき法人の福祉・介護職員等に対し支給するベースアップ加算金（以下、「ベースアップ加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、厚生労働省の定めるベースアップ加算金制度の対象職種職員に対し支給する。

（支給額）

第3条 ベースアップ加算金の支給額は、振込額から社会保険料等の事業主負担額を差引いた額とする。

（支給方法）

第4条 ベースアップ加算金の支給は、振込額の2/3以上をベースアップ加算手当として毎月の給与に上乗せして支給。概ね1/3をベースアップ一時金として5月に支給する。

2 支給は、サービス月の2カ月後の給与に上乗せして行う。

（在籍の限定）

第5条 ベースアップ加算金及び一時金は、各月の給与算定期間に在籍していない者については支給しない。

（その他）

第6条 この規程は、ベースアップ加算制度が終了すると同時に廃止する。

附則

1. この規程は、令和4年10月1日から施行する。
2. この規程は、令和5年6月1日から施行する。